

# 自衛官募集事務の手引

平成16年3月

石川県  
自衛隊石川地方連絡部

## 目次

法規編		
1	地方自治法（抜粋）	1
2	地方自治法施行令（抜粋）	1
3	自衛隊法（抜粋）	2
4	自衛隊法施行令（抜粋）	3
5	自衛隊法施行規則（抜粋）	4
6	2等陸士、2等海士及びび2等空士たる 自衛官の募集及び採用に関する訓令（抜粋）	5

事務処理編		
第1	自衛官募集事務処理要領	13
1	目的	13
2	用語の意義	13
3	県の行う募集事務	13
(1)	事務の分掌	13
(2)	地方連絡部との連絡調整	13
(3)	募集事務に係る計画の策定及び実施に関すること	13
(4)	募集の告示	14
(5)	募集会議等	14
(6)	重点市町村の設定等	14
(7)	表彰	14
(8)	報告	14
4	市町村の行う募集事務	16
(1)	関係機関との連絡調整	16
(2)	各市町村における募集事務に係る計画の策定及び実施	16
(3)	重点市町村における広報宣伝	16
(4)	自衛隊父兄会及び募集相談員の育成	16

# 法 規 編

(5) 適齢者情報の提供	17
(6) 重点市町村の実施事項	17
(7) 統計資料の整備	17
(8) 報 告	17
(9) 志願等の手続	17
第2 募集事務地方公共団体委託費事務処理要領	18
第3 2等陸・海・空士(男子)の志願から入隊までの手続	28
1 手続系統図	28
2 試験の実施	29
3 採用予定通知	29
4 採用予定者の激励会	29
5 入 隊	29

## 自 衛 隊 編

1 自衛隊石川地方連絡部の組織	31
2 各地区の募集担当区域及び試験場	32
3 自衛官への道	33
(1) 採用・任用系統図	33
(2) 各コースの概要	34
(3) 自衛官の昇任	36
4 退職隊員の就職支援	37
5 即応予備自衛官	40
6 予備自衛官	40
7 予備自衛官補	40
8 社団法人 隊友会	41
9 社団法人 自衛隊父兄会	41
10 部隊見学、生活体験等の申請	42

自衛官募集窓口一覧	43
-----------	----

## 1 地方自治法 (抜粋)

(昭和22年4月17日)  
(法律第67号)

### 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)

地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

(略)

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものである。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

(1) 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの (以下「第1号法定受託事務」という。)

(2) 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの (以下「第2号法定受託事務」という。)

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第1号法定受託事務にあつては別表第1の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表下欄に、第2号法定受託事務にあつては別表第2の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

11 地方公共団体に關する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

(略)

## 2 地方自治法施行令 (抜粋)

(昭和22年5月3日)  
(政令第16号)

### 第1条 (政令に定める法定受託事務)

政令に定める法定受託事務 (地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務をいう。) で同条第10項の政令に示すものは、第1号法定受託事務 (同条第9項第1号に規定する第1号法定受託

事務をいう。第225条において同じ。)にあつては別表第1の上欄に掲げる政令についてそれぞれ別表下欄に、第2号法定受託事務(同法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務をいう。第226条において同じ。)にあつては別表第2の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表下欄に掲げるとおりである。

別表第1 第1号法定受託事務(第1条関係)

備考 この表の下欄の用語の意味及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意味及び字句の意味によるものとする。

政 令	事 務
自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)	第114条から第120条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

### 3 自衛隊法(抜粋)

(昭和29年6月9日)  
(法律第165号)

#### 第38条(自衛隊の任務)

自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

#### 第38条(欠格事項)

次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、内閣府令で定める場合を除き、当然失職する。

#### 第83条(災害派遣)

都道府県知事其他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護

のため必要があると認めるときは、部隊等の派遣を受命又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の派遣に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついと認められないときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第1項の要請の手続は、政令で定める。

#### 第97条(都道府県等が処理する事務)

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第1項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

#### 第100条(土木工事等の受託)

長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体其他政令で定めるもの土木工事、通信工事其他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

## 4 自衛隊法施行令(抜粋)

(昭和29年6月30日)  
(政令第179号)

#### 第114条(募集期間の告示)

2等陸士として採用する陸上自衛官(以下第117条において「2等陸士」という。)の募集期間は、内閣総理大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

#### 第115条(応募資格の調査及び受診票の交付)

市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があったときは、その志願者が内閣府令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第38条第1項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認められた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方連絡部の地方連絡部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

#### 第1116条 (応募資格の調査の委嘱)

市町村長は、前条第1項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。

#### 第1117条 (試験期日及び試験場の告示等)

都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して2等陸士の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。

2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具(以下本条中「場所等」と総称する。)以外の場所等を2等陸士の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。

#### 第1118条 (海上自衛官及び航空自衛官の募集事務)

都道府県知事及び市町村長は、第1114条から前条までの規定の例により、2等海士として採用する海上自衛官又は2等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事務を行う。

#### 第1119条 (広報宣伝)

都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

#### 第120条 (報告又は資料の提出)

内閣総理大臣は、自衛官の募集に因し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 5 自衛隊法施行規則 (抜粋)

(昭和29年6月30日)  
総理府令第40号

#### 第22条 (試験の方法)

隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官の採用試験において、長官が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

#### 第25条 (年齢の範囲)

左の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれについて定める年齢の範囲内において長官の定める年齢の者から行うものとする。

- (1) 3等陸士、3等海士又は3等空士 年齢15歳以上18歳未満
- (2) 2等陸士、2等海士又は2等空士 年齢18歳以上27歳未満

(3) 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢22歳(長官が定める場合)にあっては、長官の定める年齢)以上30歳未満

#### 第26条 (筆記試験)

2等陸士、2等海士、2等空士、3等陸士、3等海士又は3等空士を採用するための筆記試験は、左に掲げる科目につき、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

- (1) 国語 (2) 数学 (3) 社会

2 前項に規定する筆記試験において、長官が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を2等陸士、2等海士又は2等空士に採用するための筆記試験は、長官が定める科目につき、学校教育法に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

#### 第27条 (身体検査)

自衛官の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

- 一 身長が百五十五センチメートル以上であること。
- 二 体重が四十七キログラム以上であつて身長との均衡を失っていないこと。
- 三 胸囲が身長との均衡を失っていないこと。
- 四 両目の裸眼視力が〇・六以上又は両眼の裸眼視力が〇・一以上で矯正視力が〇・八以上であること。
- 五 弁色力がおおむね完全であること。
- 六 聴力が正常であること。
- 七 環境の変化に基え、共同生活を行いうる適性のある者であること。
- 八 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇型、四肢関節障害等の異常がないこと。
- 九 前各号の外、長官の定める基準

(略)

## 6 2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令 (抜粋)

(昭和30年12月28日)  
防衛庁訓令第80号

#### 第2条 (用語の定義)

この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「募集業務」とは、募集に関する計画及び広報、志願受付並びに試験を行うことという。
- (2) 「採用業務」とは、採用に関する計画、採用予定者に対する通知、入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を行うことという。

第17条 (広報実施の通則)

募集広報は、募集年度を通じて行う。ただし、陸上競技部長は、各募集期ごとに広報重点期間を設け、施行令第119条に定める都道府県知事及び市町村長の行う募集広報宣伝と緊密に連絡を保って、この期間に、その募集期の採用目標数を達成することを主眼として、広報の徹底を期するものとする。

第18条 (四隣機関等の連絡)

方面総監及び地方連絡部長は、募集広報を行うに当たっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにするものとする。

第19条 (都道府県知事及び市町村長の行う広報宣伝に対する資料等の提供)

方面総監及び地方連絡部長は、都道府県知事及び市町村長が適切な広報宣伝を行うことができるように、募集広報資料、資料等を提供するものとする。

第20条 (志願案内及び志願票)

陸上競技部長又は方面総監は、募集を行うにあたっては、志願案内及び志願票を作成し、これを地方連絡部長に送付するものとし、送付をうけた地方連絡部長は、志願案内及び志願票を都道府県知事及び市町村長に送付する。

(略)

第21条 (志願票の提出及び受理)

志願者には、志願者の現住所を管轄する市町村長に志願票1通を提出させる。

2 地方連絡部長に直接提出された志願票については、地方連絡部長はその志願者の現住所を管轄する市町村長に、志願者の現住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

3 地方連絡部以外の部隊等に提出された志願票は、その志願者の現住所を募集担当区域とする地方連絡部長に送付する。この場合は、地方連絡部長は、前項の規定に準じ、市町村長に対して通知するものとする。

第24条 (受験票交付)

地方連絡部長は、第21条の規定により志願票の提出があった場合には、市町村長に対し、志願者に受験票を交付するよう依頼するものとする。

(略)

第33条 (選抜方法)

仮合格者の選抜は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査のそれぞれの試験について、合格した者の中から行う。

第34条 (仮合格者の決定)

地方連絡部長は、試験を終了したときには、方面総監から指示された仮合格者数又は仮合格者選抜基準により、仮合格者を決定し、仮合格者名簿を作成する。

第37条 (採用予定者等の決定及び通知)

(略)

第5条 (地方連絡部長の行う業務)

地方連絡部長は、方面総監の定める計画及びその指示に基づき、募集担当区域の都道府県知事及び市町村長に連絡したうえ、募集担当区域内の募集業務及び採用業務 (入隊時における身体検査の実施及び採用者の次定を除く。)を実施する。

第7条 (補充業務の通則)

募集業務及び採用業務実施のため、募集年度ごとにそれぞれ数回募集期を設ける。

2 各募集期は、募集年度当初に長官が定める。

3 志願受付は、常時行う。

4 試験及び採用の時期は、年度募集計画において定めるところによる。

第8条 (応募資格)

2等陸士、2等補士及び2等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する男子で次の各号の要件に該当する者とする。

(1) 年齢 18歳以上27歳未満であること。

(2) 学力 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に定める中学校卒業程度以上の学力を有すること。

(3) 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第38条第1項に規定する大格事項に該当しない者であること。

(略)

3 第1項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とする。

第14条 (試験期日及び試験場)

方面総監は、地方連絡部長をして、陸上競技部長をして、陸上競技実施期間の範囲以内で、募集担当区域ごとに、その実情に適した試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項について、担当区域の都道府県知事と協議させるものとする。

2 前項の試験場については、地方連絡部長は、方面総監の指示に基づき、その募集担当区域の地の積の大小、交通の便否及び志願者数並びに試験のため配分された経費等を考慮のうえ、都道府県知事と協議するものとする。

3 試験場は、できる限り自衛隊の施設を使用する。

第15条 (地方公共団体との調整)

方面総監及び地方連絡部長は、募集業務に関し関係都道府県知事、市町村長及び公共職業安定所長等と調整を図って、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

第16条 (都道府県募集連絡会議)

募集業務に関し、自衛隊と都道府県との連絡の円滑を図るため、都道府県募集連絡会議を行う。

地方連絡部長は、指示された採用人員数に基づき、当該募集担当区域内の仮合格者の中から採用予定者を決定するとともに、採用予定者に対して、採用予定日のおおむね2週間前までに採用予定通知を行うものとする。

3 採用予定者以外の者に対しては、通知しない。

**第38条 (採用予定者に関する通報)**

地方連絡部長は、採用予定者の氏名を採用予定者の現住所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するものとする。採用予定者であって採用されなかつたものがある場合には、その者の氏名を同様に通報するものとする。

**第39条 (出頭した採用予定者に対する身体検査等)**

出頭した採用予定者に対しては、入隊部隊の長（陸上自衛隊にあっては、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長）は、身体検査の訓令に定める身体検査を行い、その合否を決定し、不合格者は即日帰郷させるものとする。

**第40条 (採用保留者に対する措置)**

仮合格者のうち採用人員の都合により採用できなかつた者については、次期募集期まで関係書類を整理保管し、次回の募集期に採用を考慮することができる。

都道府県募集事務主管部長 殿

防衛庁人事教育局長

**自衛隊地方連絡部に対する通齢者情報の提供について (依頼)**

- 1 自衛官の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を確保できているところですが、これも、関係各位の自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。
- 2 御承知のとおり、都道府県知事及び市町村長各位におかれましては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条の規定に基づく法定受託事務として、自衛官の募集事務の一部を行うこととされており、このため、防衛庁といたしましては、標記に關し、自衛隊法施行例（昭和29年政令第179号）第120条の趣旨を踏まえ、「地方公共団体による自衛官の組織募集の推進について（依頼）」（人2第2193号（平成12年4月1日））により、依頼申し上げますところですが、本年4月24日、個人情報取扱の取扱いについてはより慎重を期すとの観点から、防衛庁長官の命により発出した事務次官通達によりまして、自衛隊地方連絡部が自衛官の募集事務に關し都道府県知事及び市町村長各位から提供を受ける通齢者情報につきましては、今後、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4つの情報に限定することとしたところです。
- つきましては、貴都道府県におかれましても、自衛隊地方連絡部に対し提供いただく通齢者情報については、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4つの情報に限定いただくとともに、貴都道府県内の市町村に対しまして、周知方よろしくお願い申し上げます。
- 3 今後とも、自衛官の募集に關する御理解、御協力をお願い申し上げます。

添付書類：人2第2193号（12.4.1）

写送付先：陸上幕僚長

都道府県募集事務主管部長 殿

防衛庁人事教育局長

### 地方公共団体による自衛官の組織募集の推進について（依頼）

- 1 自衛官の募集については、平素よりご協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところですが、これも、関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。
- 2 自衛官の募集事務は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）により、機関委任事務から法定受託事務へと変更されましたが、自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維持する上で極めて重要なものであることにはいささかも変わりはありません。
- 3 防衛庁としても、組織を挙げて人材確保に尽力しておりますが、自衛官募集事務については、自衛官の募集に関する国民の理解を深め、志願者を増加させ、安定的に優れた資質の隊員を確保する上で、地域と深いつながりを有する地方公共団体の組織を通じて効果的かつ計画的に行うことが必要不可欠であります。
- 4 このような観点から、自衛隊地方連絡部と調整及び連携を図りつつ、別紙 1 に記載された、募集事務に係る計画の策定及び実施並びに重点市町村の設定等を行うとともに、別紙 2 に記載された市町村の募集事務の実施等について、貴都道府県内の市町村によるしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。
- 5 なお、自衛隊地方連絡部においては、都道府県及び市町村と連携し、効果的な募集事務の推進を図るため、都道府県及び市町村が定めた募集事務計画に対応して、次の事項を実施いたします。
  - (1) 採用計画、募集状況その他募集に関する事項に係る関係地方公共団体、教育委員会、学校及び職業安定所等関係機関の長への通報
  - (2) 都道府県及び市町村に対する募集案内その他の広報資料及び広報原稿の提供
  - (3) 音楽会、訓練・演習、装備品展示及び部隊見学、艦艇の一般公開及び体験航海、航空機の実験乗等の実施に関する連絡調整
  - (4) その他都道府県及び市町村の募集事務に対する協力支援
  - (5) 地方公共団体が主催する募集会議等への関係者の参加
- 6 今後とも、募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「組織募集推進要領（昭和 41 年 5 月 26 日人 2 第 207 号）」は、本年 3 月末日を以て廃止しましたことを申し添えます。

### 1 募集事務に係る計画の策定及び実施に関すること

- (1) 市町村募集事務主管部課長又は担当者の会議の開催及び自衛隊が主催する募集連絡会議への参加

- (2) 市町村担当者の研修

- (3) 市町村への募集事務に関する助言及び報告等

- (4) 募集事務の処理要領の作成及び配布

- (5) 広報誌類、有線放送等の原稿の市町村への配布

- (6) ポスター、募集案内等の広報資料の作成並びに都道府県の管理する公共施設、設備及び公営交通機関へのポスター等の掲示等並びに市町村等への配布

- (7) 広報誌類への募集記事の掲載及び各種広報媒体（テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ、新聞、インターネット、電光掲示板等）による広報

- (8) 広報車による巡回広報

- (9) 懇談会、講演会、写真展示会、募集説明会及び音楽会等の開催

- (10) 教育委員会、学校、職業安定所等関係機関への募集広報の協力の要請

- (11) 自衛官採用試験のための試験会場等の提供

- (12) その他組織募集の推進のため実施する事項

### 2 重点市町村の設定等

自衛隊地方連絡部と調整及び連携を図りつつ、市町村における組織募集の積極的な実施を促進し、その成果を他の市町村に及ぼすため、組織募集の推進基盤の育成を行う市町村を選定し、当該市町村の意見を聞いてこれを重点市町村として指定するとともに、重点市町村に対して広報行事の実施及び広報資料の配布その他広報宣伝活動の助言及び支援を重点的に行うこと

## 編 理 処 務 事

- 1 各市町村における募集事務に係る計画の策定及び実施
  - (1) 市役所、町村役場及びその支所、出張所又は事務所等の入口等における、立看板の設置、懸垂幕及び横断幕の風板、電光掲示板による案内又は立看板の設置等のための場所の提供
  - (2) 募集受付窓口及び募集案内資料箱の設置
  - (3) 広報誌類への募集記事の掲載及び各種広報媒体（回覧板、有線放送、ケーブルテレビ、電光掲示板等）による広報
  - (4) 市町村が管理する施設、設備（広報板を含む）及び公営交通機関へのポスターの貼付等並びに募集案内その他の広報資料の関係者への配布
  - (5) 懇談会、講演会、写真展示会、募集説明会及び音楽会等の開催
  - (6) 部隊等の見学の実施
  - (7) 自衛隊協力会、防衛協会、自衛隊父兄会、陸友会等の協力団体及び募集相談員との連携
  - (8) 町内会、青年団、婦人会、消防団、理髪組合等市町村内の各種団体に對する募集広報の協力依頼
  - (9) 自衛官募集相談員の依頼及び首長と自衛隊地方連絡部長との連名委嘱並びに自衛官募集相談員の研修
  - (10) 自衛隊地方連絡部に対する遊説者情報の提供
  - (11) 募集適齢者、志願者等に対する個別広報
  - (12) 自衛官採用のための試験会場等の提供
  - (13) その他組織募集の推進のため実施する事項
- 2 都道府県から重点市町村に設定された市町村における、組織募集の基盤の育成を目的とした、自衛官の募集に関する機動的な広報宣伝活動

## 第1 自衛官募集事務処理要領

### 1 目的

この要領は、自衛隊法第97条及び地方自治法第2条の規定の趣旨にのっとり、県及び市町村が行う自衛官の募集事務に関し、必要な事項を定め、募集事務の円滑化を図るとともに、自衛官の募集に関する国民の支持を高め、入隊意欲のおお盛な応募者の増加により、優秀な入隊者の安定した確保を図ることを目的とする。

### 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「募集事務」とは、自衛官の募集に関する計画の作成及び実施並びに2等陸・海・空士（以下「2士」という。）の志願手続等に関する事務をいう。
- (2) 「広報宣伝」とは、自衛官の募集にあたって、その試験の時期、場所、方法、入隊後の待遇、自衛隊の現況等を理解認識させ、応募意欲を喚起させる活動をいい、文書、放送によるほか口頭によるものも含まれる。また、不特定多数の者に対して一般的に行うものに限らず、応募の可能性が高いと認められる人々を対象として個人的に行うことも含まれる。
- (3) 「関係機関」とは、関係官公署、学校、報道機関、募集協力が期待できる各種団体、募集相談員、協力者等をいう。

### 3 県が行う募集事務

#### (1) 事務の分掌

県における自衛官の募集事務は、総務部地方課が分掌し、関係部課がこれに協力するものとする。

#### (2) 地方連絡部との連絡調整

県は、次の各号に掲げる事項について、自衛隊石川地方連絡部長（以下「地連部長」という。）と連絡を密にし、募集事務の円滑かつ効果的な執行を図るものとする。

- ア 地連の採用計画、広報計画及びその他募集に関する事項並びに入隊状況
  - イ 県の募集事務計画に関する事項
  - ウ 市町村の募集事務に対する助言及び協力に関する事項
  - エ 募集事務委託費の市町村分に係る配分について、地連部長に意見を提出する。
- (3) 募集事務に係る計画の策定及び実施に関すること
- ア 市町村募集事務主管部課長会議又は担当者の会議の開催及び自衛隊が主催する募集連絡会議への参加
  - イ 市町村担当者の研修
  - ウ 市町村への募集事務に関する助言及び報告等
  - エ 募集事務の処理要領の作成及び配布

年度募集事務委託費の報告について、その報告書及び提出要領が防衛庁人事教育局長から通知される。

県は、年度都道府県募集事務要領報告を地連部長を経由して、防衛庁人事教育局長あてに3部提出するものとする。

細部処理要領については、募集事務地方公共団体委託費事務処理要領参照

- オ 広報誌類、有線放送等の原稿の市町村への配布
- カ ポスター、募集案内等の広報資料の作成並びに県の管理する公共施設、設備及び公営交通機関へのポスター等の掲示等並びに市町村等への配布
- キ 広報誌類への募集記事の掲載及び各種広報媒体（テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ、新聞、インターネット、電光掲示板等）による広報
- ク 広報車による巡回広報
- ケ 懇談会、講演会、写真展覧会、募集説明会及び音楽会等の開催
- コ 教育委員会、学校、職業安定所等関係機関への募集広報の協力の要請
- サ 自衛官採用試験のための試験会場等の提供
- シ その他組織募集の推進のため実施する事項

(4) 募集の告示

募集の告示は、次の各号に掲げる要領により行うものとする。

- ア 自衛隊法施行令第114条及び第118条に定める募集期間の告示は、防衛庁人事教育局長からの当該年度2土募集に関する依頼に基づき、各募集期ごと県公報により行う。
- イ 自衛隊法施行令第117条及び第118条に定める試験期日、試験場の位置、名称等の告示は、各募集期ごと当該募集期の採用計画に基づき、地連部長と協議して行う。

(5) 募集会議等

中部方面総監又は第10師団長の主催する府県募集連絡会議に参加するとともに、次の県内の会議を開催するものとする。

- ア 市町村募集事務主管部課長等会議  
年間1回
- イ 市町村募集事務担当者研修会  
統一又は地域別に年間1回以上

(6) 重点市町村の設定等

自衛隊地方連絡部と調整及び連絡を図りつつ、市町村における組織募集の積極的な実施を促進し、その成果を他の市町村に及ぼすため、組織募集の推進基盤の育成を行う市町村を選定し当該市町村の意見を聞いてこれを重点市町村として指定するとともに、重点市町村に対して広報行事の実施及び広報資料の配布その他広報宣伝活動の指導及び支援を重点的に行うこと

(7) 表彰

県知事は、募集事務の遂行にあたって、積極的に業務推進を図り、顕著な功勞を挙げた市町村及び市町村職員に対して、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に基づき防衛庁長官に対し感謝状の贈呈を上申するものとする。

(8) 報告

#### 4 市町村の行う募集事務

##### (1) 関係機関との連絡調整

市町村長は、募集事務に關し担当の部署を定め、市町村の実情に應じ自主積極的な施策を講ずるものとする。

募集事務の実施にあたり、県、地方連絡部（市町村担当地区隊）及び関係機関と密接に連絡を保持するものとする。

##### (2) 各市町村における募集事務に係る計画の策定及び実施

ア 市役所、町村役場及びその支所、出張所又は事務所等の入口等における、立看板の設置、懸垂幕及び横断幕の展張、電光掲示板による案内又は立看板の設置等のための場所の提供

イ 募集受付窓口及び募集案内資料箱の設置

ウ 広報誌類への募集記事の掲載及び各種広報媒体（回覧板、有線放送、ケーブルテレビ、電光掲示板等）による広報

エ 市町村が管理する施設、設備（広報紙を含む）及び公営交通機関へのポスターの貼付等並びに募集案内その他の広報資料の関係者への配布

オ 懇談会、講演会、写真展示会、募集説明会及び音楽会等の開催

カ 部隊等の見学の見学

キ 自衛隊協力会、防衛協会、自衛隊父兄会、隊友会等の協力団体及び募集相談員との連携

ク 町内会、青年団、婦人会、消防団、理髮組合等市町村内の各種団体に対する募集広報の協力依頼

ケ 自衛官募集相談員の依頼及び首長と地連部長との連名委嘱並びに自衛官募集相談員の研修

コ 自衛隊地方連絡部に対する年齢者情報の提供

サ 募集年齢者、志願者等に対する個別広報

シ 自衛官採用のための試験会場等の提供

ス その他組織募集のため実施する事項

##### (3) 重点市町村における広報宣伝

県から重点市町村に設定された市町村における、組織募集の基盤の育成を目的とした自衛官の募集に關する模範的な広報宣伝活動

##### (4) 自衛隊父兄会及び募集相談員の育成

ア 自衛隊父兄会

自衛隊父兄会は、自衛隊員の父兄を核心とした組織であり、募集基盤の中核として最も期待できるものである。市町村は、これが育成を図り募集広報に活用するものとする。

自衛隊父兄会の細部については、自衛隊編参照

イ 募集相談員

##### (7) 相談員の委嘱

市町村長は、地域の事情に精通し、防衛問題に關心がある適任者を選考し、相談員として委嘱するものとする。

##### (4) 相談員の業務

個人の資格において、次の業務のうち可能なものを行う。

ア 学校等教育機関等に対する募集、一般広報

バ 相談員標札及びポスターの掲示並びに広報資料の備付け

シ 志願者又は志願しそうな者の情報の入手及び通報

ド 地方連絡部広報官に協力し、本人及び父兄に対する志願及び入隊の勧誘

エ 応募後入隊までの間の入隊意欲向上の協力

フ 採用予定者、入隊者に対する激励の協力

##### (7) 相談員活動の助長

市町村長は、地連部長と連携して相談員と常に密接な連絡を保持し、募集広報に必要な情報の提供、部隊見学等の便宜付与、研修の実施等を行うとともに、入隊成果に対しては、適時に褒賞を行う等相談員の活動を助長する施策を講ずるものとする。

##### (5) 年齢者情報の提供

年齢者（応募資格のある年齢の者）の情報は、募集に關する広報宣伝上有力な手がかりとなるものである。

市町村が、自衛隊石川地方連絡部からの依頼により年齢者情報の提供を行う場合にあつては、その提供範囲は、氏名、生年月日、性別、住所の4情報に限って行うものとする。

また、市町村が、自衛隊石川地方連絡部から「自衛官等の募集に伴う広報」という請求事由に基づき、住民基本台帳の閲覧の請求を受ける場合においては、上記の4情報を閲覧させるものとする。

##### (6) 重点市町村の実施事項

重点市町村においては、県が通知した入隊者期待数の確保及び関係機関による募集基盤の育成を図るため、募集事務特に広報宣伝活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

##### (7) 統計資料の整備

募集事務に必要な諸統計資料を整備し、活用するものとする。

##### (8) 報告

市町村は、年度市町村募集事務実績報告（様式は県の場合に準ずる。）を地連部長を経由して、防衛庁人事教育局長あてに3部提出するものとする。

細部処理要領については、募集事務地方公共団体委託防務事務処理要領参照

(9) 志願等の手続

別項参照

## 第2 募集事務地方公共団体委託事務処理要領

防人2第6837号

12.8.13 別添

(趣旨)

第1条 この要領は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第114条から第120条までの規定により都道府県及び市町村が処理することとされている法定受託事務である自衛官の募集事務（以下「募集事務」という。）に必要な経費として同法第97条第3項の規定に基づき支給される募集事務地方公共団体委託費（以下「委託費」という。）について、その適切な執行に資するよう、必要な細部事項を定めるものとする。

(委託費の経理)

第2条 都道府県知事（以下「知事」という。）及び市町村長は、国から配分を受けた委託費を当該都道府県及び市町村の歳入に繰り入れた後、対芯科目により経理し、募集事務について帳簿を備えて収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。

(委託費の目的外使用の禁止)

第3条 知事及び市町村長は、委託費をこの要領に定める事務以外の目的に使用してはならない。

(作成元の明示)

第4条 知事及び市町村長が作成する募集広報用資料等には、原則として都道府県又は市町村の名称を明示するものとする。

(委託費の効率的な執行)

第5条 知事及び市町村長は、募集事務の実施に当たっては、経費の効率的な執行に配慮するものとする。

(委託費の戻入)

第6条 知事及び市町村長は、委託費にやむを得ない理由により不用額が生じた場合、速やかに当該区域を担当する自衛隊地方連絡部長を經由して防衛庁人事教育局長あて通知し、不用額を戻入しなければならない。

(実績報告)

第7条 知事及び市町村長は、毎会計年度終了後、募集事務実績報告（別紙様式第1及び別紙様式第2）を作成し、4月末日までに当該区域を担当する自衛隊地方連絡部長を經由して防衛庁人事教育局長あて3部提出するものとする。

(委託費の返納)

第8条 国は、知事及び市町村長が委託費を募集事務以外の目的に使用した場合は、委託費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(監査の照会)

第9条 知事及び市町村長は、実施する募集事務に関し、疑義が生じ照会する場合には、防衛庁人事教育局第2課長に照会するものとする。

平成 年度都道府県募集事務実績報告

都道府県

- 1 担当部署班係名並びに担当者数及び専任、兼任の別
- 2 委託額 円
- 3 実績報告

(単位：円)

実施事項	実施時期	摘 要
I 募集時期等の告示等		
小 計		
II 重点市町村の指定		
小 計		
III 市町村に対する助言、支援等		
小 計		
IV 募集広報用資料等の作成		
小 計		

実施事項	実施時期	摘 要
V テレビ、ラジオ等による広報		
小 計		
VI 募集関係各種会議の開催及び参加		
小 計		
VII 部隊研修等		
小 計		
VIII その他、募集に資すること		
小 計		
IX 事務費等		
小 計		
合 計		

記入要領（都道府県分）

- 1 都道府県欄  
当該都道府県名を記入の上、「都道府県」のいずれかに○を記入する。
- 2 担当部課班係名等欄  
「○○部△△課××班（係）○名 いずれも兼任」の例により記入する。
- 3 実績報告欄  
(1) 実施事項欄には、I～IXの項目ごとに、それぞれ次に示すもの及び類似するものを記入する。
  - I 募集期間等の告示
    - A 募集期間の告示
    - イ 試験期日、試験場等の告示
    - ウ 試験のための場所、施設又は器具の提供
  - II 重点市町村の指定  
市町村における募集事務の推進に資するための重点市町村の指定及び重点市町村に対する  
・具体的助言、支援等
  - III 市町村に対する助言、支援等  
市町村における募集事務実施のために必要な各種助言、支援等
  - IV 募集広報用資料等の作成  
ポスター類、募集案内ハガキ等募集広報に資する各種資料等の作成及び配布
  - V テレビ、ラジオ等による広報  
テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオその他のマスメディア等を活用した広報
  - VI 募集関係各種会議の開催、参加  
北部方面隊を除く4個方面隊については師団、旅団及び混成団）が主催する  
募集連絡会議及び他の各種会議への都道府県担当課長等の参加並びに会議の名称にかかわら  
ず各都道府県が市町村の募集事務主管課長等関係者を招集する各種会議の開催
  - VII 部団研修等  
職員による部団等の見学、研修等  
ただし、項目VIに示した会議の際に併せて実施した分についての記入は要しない。
  - Ⅷ その他、募集に資すること  
上記以外の事項で、募集に資すると考えられるもの
- IX 事務費等  
委任事務を実施する際に要した事務費等で、把握可能な経費

(2) 実施時期欄については、実施した月、期間により、それぞれ10月、7～8月、1/四、2  
～3/四、通年の例により記入し、同一事項であっても異なった時期に実施している場合には、

当該実施時期ごとに記入する。

ただし、項目IX 事務費等については、記入を要しない。

(3) 摘要欄については、実施事項ごと、実施時期ごと、実施科目、支出額及び積算式を記入した  
上で、項目ごとに小計を出し、合計欄には各項目の会計を記入する。

なお、積算式により難い場合は、場所、人数、部数等当該事務事業の内容が明らかになる事  
項を記入する。

4 各欄のスペースについては、それぞれの実施項目数により適宜調整する。

5 報告様式の規格については、原則としてA4判とする（B5判でも可）。

平成 年度市町村募集事務実績報告

都道府県 市区町村

- 1 担当部署班係名並びに担当者数及び専任、兼任の別
- 2 委託額 円
- 3 実績報告

(単位：円)

実施事項	実施時期	摘 要
I 受験票の受理等		
小 計		
II 広報紙への募集案内の掲載		
小 計		
III 募集広報用資料等の作成		
小 計		
IV 募集関係各種会議の開催及び参加		
小 計		

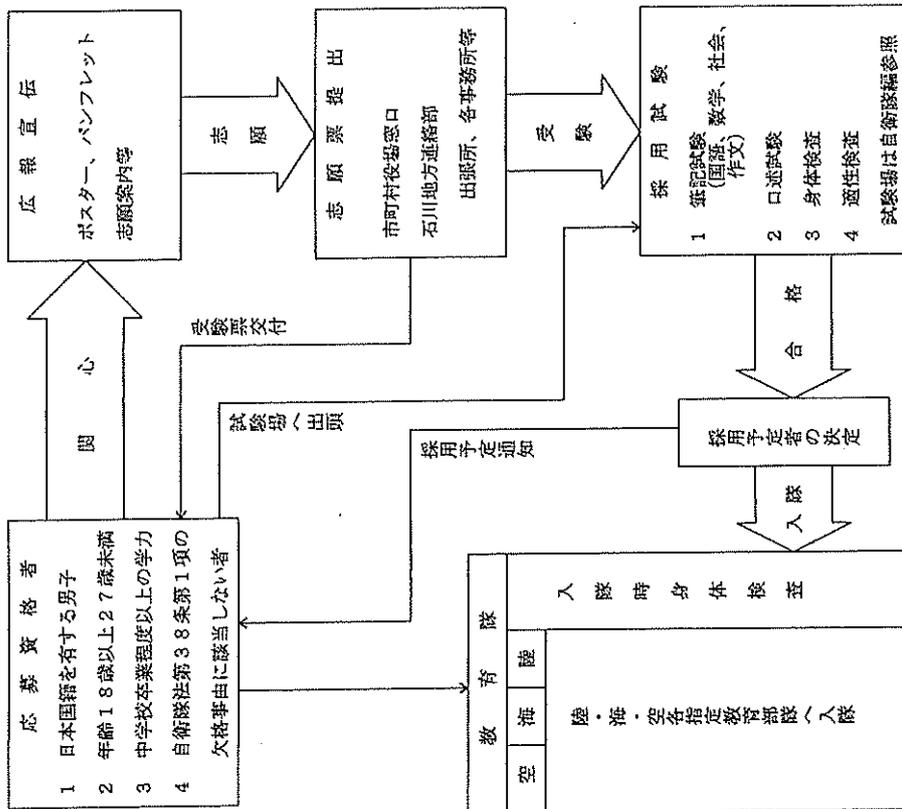
実施事項	実施時期	摘 要
V 部際研修等		
小 計		
VI その他、募集に資すること		
小 計		
VII 事務費等		
小 計		
合 計		

- 4 各欄のスペースについては、それぞれの実施項目数により適宜調整する。
- 5 報告様式の規格については、原則としてA4判とする（B5判でも可）。

- 記入要領（市町村）
- 1 市町村欄（区については、東京都の23特別区に限る。）  
当該都道府県名及び市町村名を記入の上、「都道府県」及び「市区町村」の該当部分に○を記入する。
  - 2 担当部署班係名等欄  
「○○部△△課××班（係）○名 いずれも兼任」の例により記入する。
  - 3 実績報告欄  
(1) 実施事項欄には、I～VIIの項目ごとに、それぞれ次に示すもの及び類似のものを記入する。
    - I 志願票の受理等
      - ア 欠格事由の調査、他市町村への調査依頼
      - イ 志願票の受理
      - ウ 委任票の交付
    - II 広報紙等への募集案内の掲載  
市町村が発行する広報紙等への募集案内の掲載
    - III 募集広報用資料等の作成  
ポスター類、案内ハガキ等募集広報に資する各種資料の作成及び配布並びに立看板等の作成及び維持管理
    - IV 募集関係各種会議の開催及び参加  
会議の名称にかかわらず、募集事務担当者等が参集する会議の開催及び参加
    - V 部隊研修等  
職員による部隊等の見学及び研修の実施  
ただし、項目IVに示す会議の際に併せて実施した分についての記入は要しない。
    - VI その他、募集に資すること  
上記以外の事項で、募集に資すると考えられるもの  
事務費等
    - VII 事務費等  
委任事務を実施する際に要した事務費等で、举座可能な経費
  - (2) 実施時期欄については、実施した月、期間により、それぞれ10月、7～8月、1/四、2～3/四、通年の例により記入し、同一事項であっても異なった時期に実施している場合には、当該時期ごとに記入する。
  - (3) 摘要欄については、実施事項ごと、実施時期ごとに予算科目、支出額及び積算式を記入した上で、項目ごとに小計を出し、合計欄には各項目の合計を記入する。  
なお、積算式により難い場合は、場所、人数及び部数等当該事務事業の内容が明らかになる事項を記入する。

### 第3 2等陸・海・空士(男子)の志願から入隊までの手続

#### 1. 手続系統図



#### 2 試験の実施

試験日及び試験場は、県知事が告示する。試験科目は、中学校卒業程度の筆記試験（国語、数学、社会、作文）、口述試験、身体検査及び適性検査であり、試験後おおむね1ヶ月以降で採用予定者が決定される。

#### 3 採用予定通知

地連部長は、採用予定者に対し、採用予定日のおおむね2週間前までに採用予定通知を行うとともに、県知事及び市町村長に対し、採用予定者の氏名を通報する。

通報を受けた市町村長は、志願者受付名簿に所要事項を記載するとともに、採用予定者を激励し、入隊意欲の向上を図るものとする。

#### 4 採用予定者の激励会

地連部長は、採用予定者の激励会を支援する。

#### 5 入隊

(1) 教育隊までの移動要領は、通常、地連部長が連絡するが、採用予定者が独自の計画で移動する場合は、あらかじめ地連部長に届け出るものとする。

(2) 入隊時の携行品は、各教育部隊ごとに入隊案内等により別途示される。

(3) 入隊時に再度身体検査を行うが、この際、異常のある者は不採用となることがある。なお、併せて薬物検査も実施する。

(4) 陸・海・空の各指定教育部隊へ入隊する。

2等陸・海・空士 志願票

自衛隊 編

頭文字											
ふりがな											
氏名											
生年月日	昭和	年	月	日	職業	性別	職業		職業	職業	
	平成	年	月	日			職業	職業			
志願区分	第1希望	陸上	海上	航空	※各希望のうち1つを○で囲むこと。						地方連絡師名
	第2希望	陸上	海上	航空							受発番号
	第3希望	陸上	海上	航空							年 月 日
特 技											
資格免許											
ふりがな											
現住所											
ふりがな											
家族等連絡先											
学 歴	学 校 名	部 科 名	所 在 地 (市町村名まで記入)	在 学 期 間	修 学 区 分 (○)						
	中学校			年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退						
				年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退						
				年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退						
				年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退						
職 歴	勤務先 (部隊まで)	職務内容	所 在 地 (市町村名まで記入)	在 職 期 間							
				年 月 ~ 年 月							
				年 月 ~ 年 月							
				年 月 ~ 年 月							
				年 月 ~ 年 月							
過去の自衛隊等受発の有・無											
自衛隊員 (退職者を含む) 記入欄											
種 別	年 月	所 属	駐屯地等	階級 (級)	部 隊	年 月	退 職	階級 (級)	部 隊	年 月	
あり											

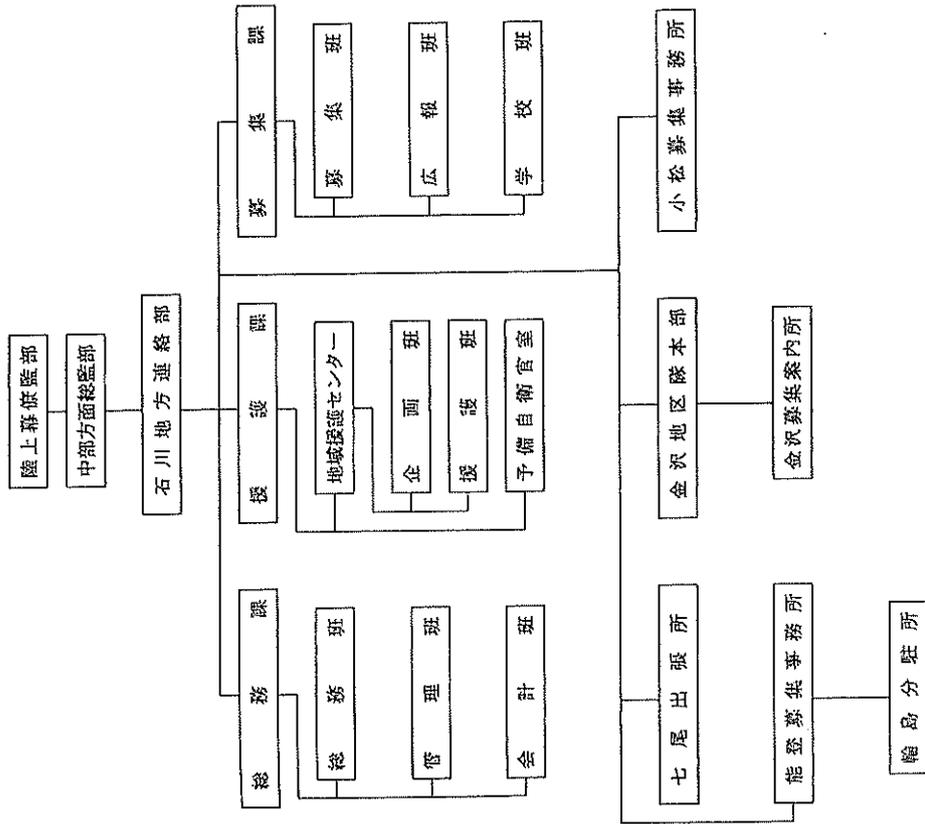
私は、2等陸・海・空士採用試験を受験したいので申し込みます。  
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。  
また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 (自筆)

- 注：記入上の注意
1. 記入は鉛筆で、記入欄(ボールペン)で本人が指定はつと記入してください。
  2. 二重線内は、記入しないでください。
  3. 記入欄が足りないうちは、適宜の用紙をつけて記入してください。
  4. 記入事項に不正があると検閲を取り消されます。
- 会 170650 (15. 7改)

1 自衛隊石川地方連絡部の組織



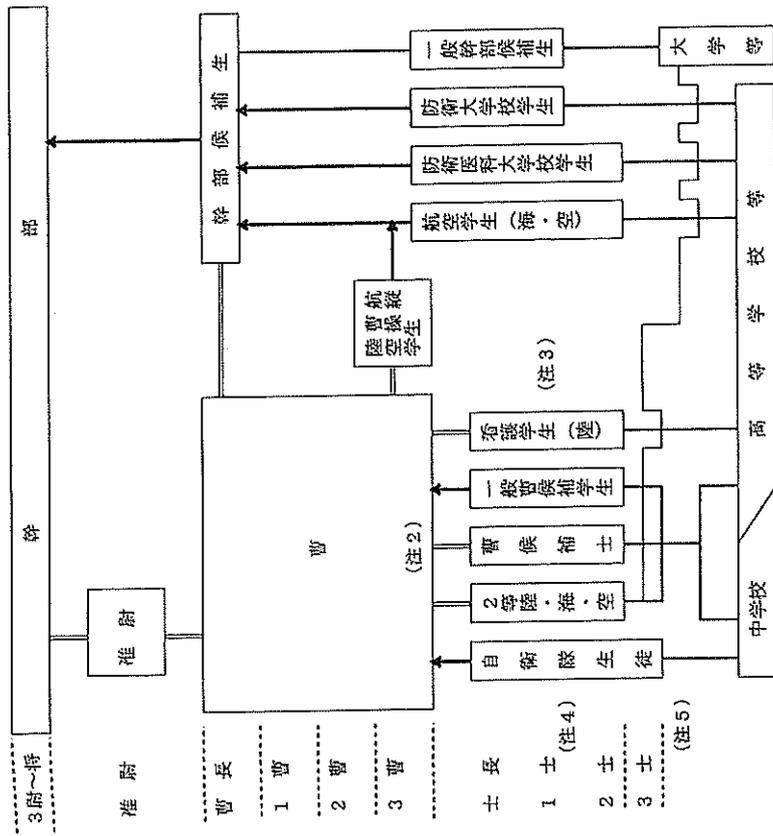
※ 本部所在地  
 金沢市新神田4丁目3-10  
 金沢新神田合同庁舎3階  
 〒921-8506 TEL(076)291-6250

2 各地区の募集担当区域及び試験場

地区	募集担当区域	試験場	備考
能登	輪島市 門前町	石川地方連絡部（金沢新神田合同庁舎3階） 金沢市新神田4丁目3-10 〒920-8506 TEL(076)291-6250	
	珠洲市、穴水町 内浦町、柳田村 能都町		
七尾	七尾市、羽咋市 鹿島郡、羽咋郡		
金沢	金沢市 松任市 かほく市 河北郡 石川郡		
加賀	小松市 能美郡		
	加賀市 山中町		
備考			1 上記試験場の指定は2等陸海空士（男子）の場合である。 2 2等陸海空士（男子）以外の種目の試験場については、その都度別に示される。

3 自衛官への道

(1) 採用・任用系統図  
(階級) (注1)



- (注1) 幹部の階級は、将、将補、1佐～3佐、1尉～3尉に区分
- (注2) 曹候補士は入隊後約3年経過以降選考により3曹に昇任
- (注3) 看護師免許取得後、2曹に昇任
- (注4) 通信教育等により、生徒教育3年終了時に高等学校卒業資格を取得
- (注5) 自衛隊生徒は、17歳未満男子
- (凡例) ———— : 採用試験 ———— ; 試験又は選考 ———— : 卒業等すれば自衛的  
————— : 受験できる

(2) 各コースの概要

ア 自衛隊生徒

日進月歩の科学技術に即応するため陸・海・空の中堅となる専門技術者を養成する制度であります。

採用時3等陸・海・空士に任用され、4年間の生徒課程の間逐次昇任し、課程修了時には3等陸・海・空曹に任命され、各部隊等の技術の第一線に配属されます。

また、生徒課程3年終了時、高等学校卒業資格が取得できるようになっております。

イ 2等陸・海・空士

通常の一般隊員ともいわれ、自衛官の定員中最も多数を占め、最も多数の募集が行われる自衛官であり、自衛隊の原動力ともいえます。従ってこの募集業務は、法律により都道府県知事及び市町村長にその事務の一部が委任されています。

入隊時、2等陸・海・空士に任命され、新隊員教育隊等で約6ヶ月の教育の後、各部隊に配属となり、各職種に分かれてそれぞれの本人に適した勤務につきます。

2士には2年又は3年の任用期間が定められていますが、任用期間の満了に際し、引き続いて継続任用を志願することができます。

また、任用期間満了の際、2年任期の者には100日分、3年任期の者には150日分の特別退職手当が支給されます。これらの者が継続任用した場合でも、2任期目は200日分、3任期目は150日分、4任期目以降は75日分支給されます。

2士は、通常入隊後約10ヶ月で1士、その後約1年で士長に昇任します。入隊後も、応募資格年齢に応じ、防大、防医大、一般曹候補学生、曹候補士、航空士、看護学生等を受験することができます。

ウ 一般曹候補学生

将来自衛隊の各職種における陸・海・空曹の基幹要員となるべく者を養成する制度であります。

採用時2等陸・海・空士に任用され、約2年間各教育隊等において基礎教育、技術教育等所定の教育課程を受け、階級もこの間逐次昇任し、この課程を修了と同時に3等陸・海・空曹に昇任して各部隊に配属されます。

3曹昇任後は逐次2曹、1曹に昇任し、幹部への道も開かれています。

エ 曹候補士

将来自衛隊の各職種における陸・海・空曹の基幹要員となるべく者を養成する制度であります。

採用時2等陸・海・空士に任用され、配属されるのは、2等陸・海・空士と同じですが、曹候補士は、継続的な教育・訓練を受けた後、入隊後約3年経過以降、選考により3等陸・

海・空曹に昇任します。

3曹昇任後は逐次2曹、1曹に昇任し、幹部への道も開かれています。

オ 航空学生

将来海上・航空自衛隊で航空機の操縦幹部となる者を養成する制度で、高等学校卒業生から採用し、一般隊員とは別に特別の操縦教育を実施しています。

航空学生は、採用時2等海・空士として任用され、約2年間の基礎教育を受けた後、レシプロ練習機による操縦訓練を始め、所定の教育課程を受けつつ、この間逐次昇任し、入隊後約6年で幹部(3等海・空尉)となるとともにパイロットとなります。

カ 看護学生

陸上自衛隊の看護学生制度は、高等学校卒業生の男女を採用し、将来陸上自衛隊における看護業務の中心となる陸上自衛官(看護師)を養成する制度であります。

2士として採用され、自衛隊中央病院内高等看護学院で3年間の専門教育を受けます。この間1年間ごとに昇任します。看護師免許取得後2曹に昇任し、各地の陸上自衛隊病院・衛生部隊等に配属されます。また、幹部への道も開かれています。

キ 防衛大学校学生

防衛大学校は、陸・海・空自衛隊の幹部自衛官となるべき者を養成する学校で、修業年限は4年です。

教育課程は、一般教養及び防衛学のほか大学設置基準に基づく理工学(応用物理学、応用化学、地球海洋学、電気電子工学、通信工学、情報工学、機械材料工学、機械工学、機械システム工学、航空宇宙工学、建設環境工学の11専門)と人文社会科学(人間文化学、公共政策学、国際関係学、国際関係学)の3専門)があります。また、大学院に相当する研究科もあります。

在学中は、衣・食・住が貸与又は支給され、毎月学生手当が支給されるほか、年2回の期末手当が支給され授業料は徴収しません。

卒業後約1年の幹部候補生課程等を修了すると3等陸・海・空尉に任命されます。

ク 防衛医科大学校学生

防衛医科大学校は、医師である陸・海・空自衛隊の幹部自衛官となるべき者を養成する学校で、修業年限は6年です。

教育課程は進学課程、専門課程及び訓練があり、自衛隊医官の特性を基調とした人格、識見とともに優れた有能な総合臨床医の養成を目標としています。

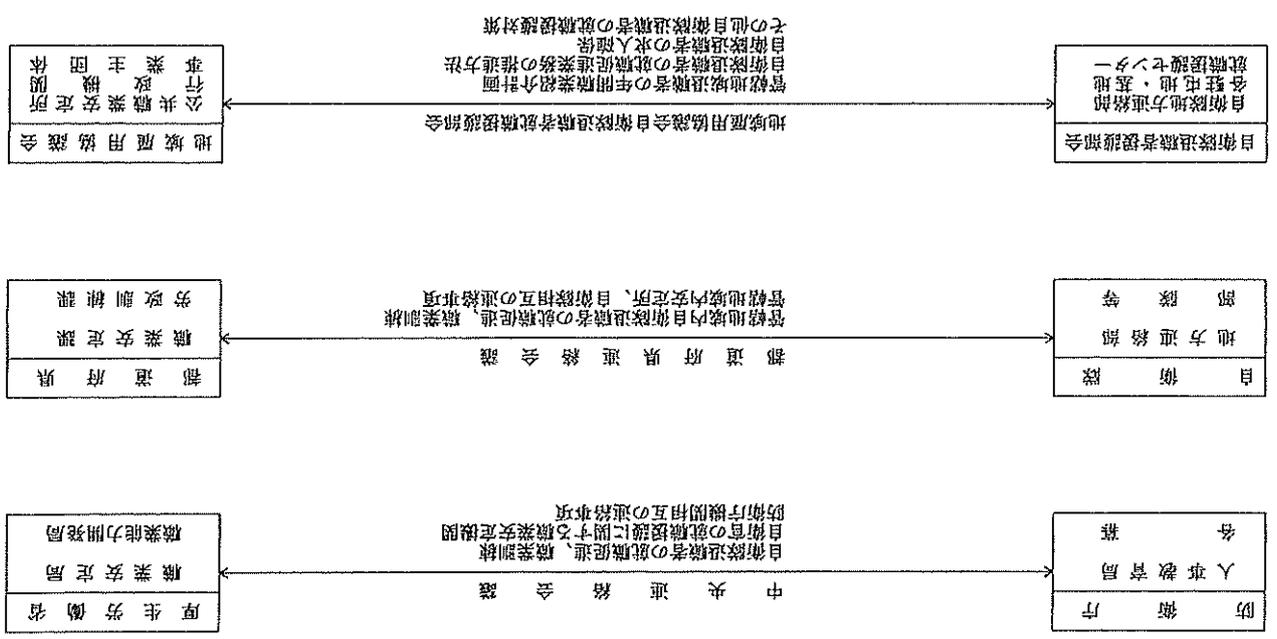
在学中の待遇は、防衛大学校と同じですが、卒業後医師国家試験を受験し、合格者には医師免許が与えられ、2等陸・海・空尉に任命されます。

ケ 幹部候補生

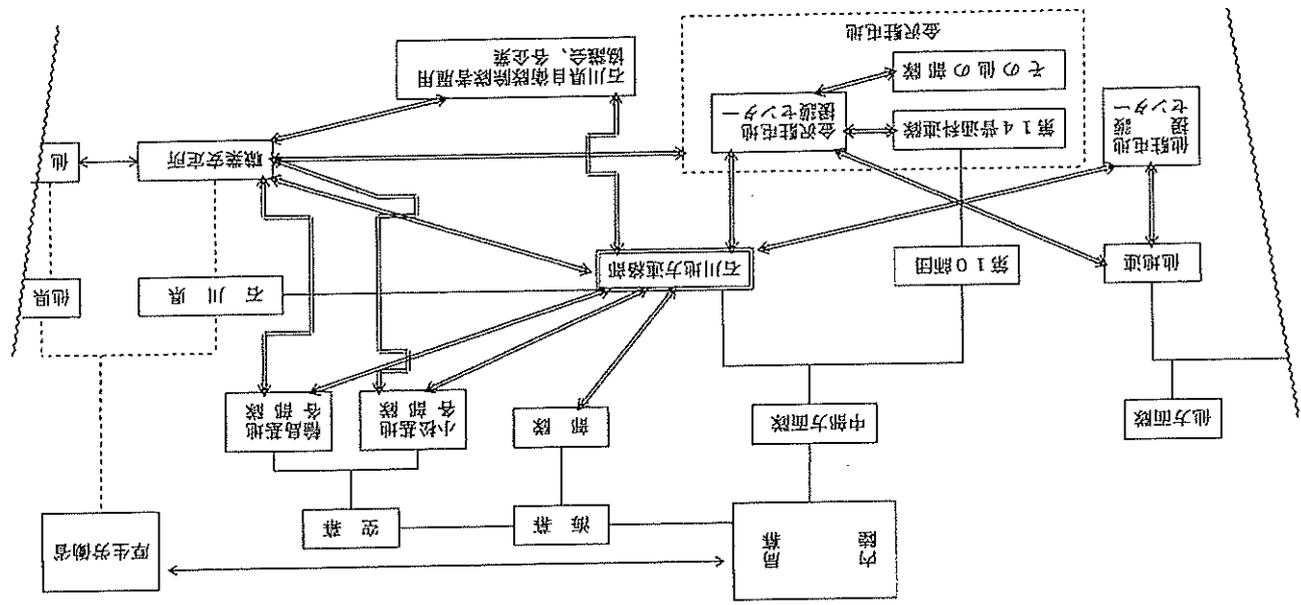
一般幹部候補生は、採用年度の4月1日現在年齢22歳以上26歳未満の者(22歳未満



### 自衛隊退職者の就職援護の連携



### 就職援護体系



## 5 即応予備自衛官

- (1) 「新防衛大綱」に基づき、平成9年5月9日「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」が公布され、『即応予備自衛官制度』が導入されました。
- (2) 即応予備自衛官は、陸上自衛官として1年以上勤務し、退職後1年未満の元自衛官又は予備自衛官として採用されている志願に基づき選考により採用されます。  
即応予備自衛官は、有事には防衛招集に応じて出頭し、常備自衛官とともに第一線部隊の一員として活躍します。また、大規模の災害等が発生し、常備自衛官より構成される部隊だけでは対応が不十分な場合などに、部隊として活動します。
- (3) 即応予備自衛官は、必要とされる練度を最低限確保するため、年間30日の招集訓練に応じる義務があります。

また、訓練期間が長いため雇用する企業等の理解と協力が不可欠となります。

## 6 予備自衛官

- (1) 予備自衛官制度は、自衛隊の実力を急速かつ計画的に確保するため、昭和29年陸上自衛隊で発足した制度で、以降昭和45年海上自衛隊、昭和61年航空自衛隊でそれぞれスタートとされています。

予備自衛官の採用は、1年以上自衛官として勤務した者の志願に基づき選考により行っています。

- (2) 予備自衛官は、防衛招集と災害派遣招集及び訓練招集（20日間の訓練に従事（平成16年3月31日現在は5日間））に応ずる義務がありますが、平常は、自衛隊のOBとして官庁や各企業等広い範囲で活躍するとともに、自衛隊の諸行事や自衛官の募集等に協力しています。

石川県には約440名の予備自衛官がおり、その多くは隊友会に加入しています。

## 7 予備自衛官補

自衛官未経験者を予備自衛官補として採用し、所要の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度で平成14年度から導入しました。

予備自衛官補は、一般採用（後方地域での警備要員や後方支援等を実施する予備自衛官）と技能採用（後方地域での医療従事者、語学要員等の予備自衛官）があり、一般は3年以内に50日、技能は、2年以内に110日の所要の教育訓練を修了後、予備自衛官として任用します。

教育訓練期間は、招集手当、旅費、被服、食料及び災害補償が受けられます。

## 8 社団法人 隊友会

- (1) 隊友会は、国民と自衛隊とのかけ橋として、わが国の平和と発展に役立つことを行うため、防衛庁の監督指導を受け、社団法人として昭和35年12月に発足した公益法人であります。会員は、主として正会員（自衛官、事務官の退職者）及び賛助会員（現職隊員）、特別会員（一般の趣旨賛同者）及び名誉会員（多大の功労者）からなり、正会員数は、予備自衛官を含め約13万5千名に及んでいます。

- (2) 石川県には、石川県隊友会が構成され、その下部組織として市郡別に地域支部があります。正会員数は約1,550名であります。

- (3) 隊友会は次のような活動を行っています。

- ア 防衛意識の普及高揚
- イ 自衛隊諸業務に対する協力  
(募集協力も積極的に推進)
- ウ 機関誌「隊友」の発行
- エ 会員相互の親睦
- オ 殉職者、正会員遺家族の援助
- カ 会員の福祉厚生
- キ その他目的達成のためにふさわしい事業

## 9 社団法人 自衛隊父兄会

- (1) 自衛隊父兄会は、自衛隊員の父兄を核心とし、自衛隊員との連携を保ち防衛思想の普及高揚を図ることにより防衛の国民的基盤を確立することを主たる目的とし、あわせて会員の研修と相互援助を図り、その福祉を増進することを目的として構成されたものであります。

- (2) 石川県は、社団法人全国自衛隊父兄会石川県支部連合会があり、県下に31支部が構成されています。会員は正会員（自衛官、事務官等の父兄）、賛助会員（本会の趣旨に賛同し、会長が入会を承認した者）及び名誉会員（功労があった個人）、会員数は約1,600名で新たな支部構成も活発に行われています。

- (3) 自衛隊父兄会は次のような事業を行っています。

- ア 防衛意識の普及高揚と父兄会相互並びに友好団体との提携
- イ 自衛隊員の募集及び就職支援に対する協力
- ウ 自衛隊の諸行事に対する協力
- エ 自衛隊員の慰問及び激励
- オ 殉職隊員遺族の援護
- カ 会員の親睦及び福祉の増進

自衛官募集窓口一覧

1 市町村

名	称	所	属	所	在	地	電	話	郵便番号
金	沢	市	市	民	課	金沢市広坂1丁目1-1	076-220-2245	920-8577	
七	尾	市	市	民	課	七尾市袖ヶ江町イ25	0767-53-1111	926-8611	
小	松	市	市	民	課	小松市小馬出町91	0761-22-4111	923-8650	
輪	島	市	総	務	課	輪島市二ツ盛町2字29	0768-22-2211	928-8525	
珠	洲	市	総	務	課	珠洲市上戸町北方1字6-2	0768-82-2222	927-1295	
加	賀	市	窓	口	課	加賀市大聖寺南町2-41	0761-72-1111	922-8622	
羽	咋	市	課	課	課	羽咋市旭町200	0767-22-1111	925-8501	
松	任	市	課	課	課	松任市倉光町2-1	076-276-1111	924-8688	
か	ほ	く	市	課	課	かほく市宇野氣81	076-283-1111	929-1125	
山	中	町	課	課	課	江沼郡山中町湯の出町夕33	0761-78-1111	922-0192	
根	上	町	課	課	課	能美郡根上町中町子88	0761-55-8500	929-0192	
寺	井	町	課	課	課	寺井町宇寺井太35	0761-58-5114	923-1198	
辰	口	町	課	課	課	辰口町宇来丸1110	0761-52-8000	923-1297	
川	北	町	課	課	課	川北町宇巻ツ屋174	076-277-1111	923-1295	
美	川	町	企	画	総	務	課	929-0292	
鶴	来	町	課	課	課	石川郡美川町字浜町ヨ103	076-278-3200	920-2192	
野	々	市	課	課	課	鶴来町本町4丁目又85	0761-92-1111	921-8510	
河	内	村	課	課	課	野々市町本町2-14-6	076-248-2111	920-2392	
吉	野	村	課	課	課	河内村字口直海ノ15	0761-92-1100	920-2327	
島	越	村	課	課	課	吉野谷村字市原丁25	0761-95-5011	920-2362	
尾	口	村	課	課	課	島越村字別宮口170	0761-94-2011	920-2335	
津	白	村	課	課	課	尾口村字女原ト46	0761-96-7011	920-2501	
内	灘	町	課	課	課	白峰村字白峰ハ130	0761-98-2011	929-0393	
電	来	町	課	課	課	河北郡津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2121	920-0292	
志	雄	町	課	課	課	内灘町字大学1-2-1	076-286-1111	925-0498	
志	賀	町	課	課	課	羽咋郡電来町領家町甲10	0767-42-1111	929-1492	
押	水	町	課	課	課	志雄町字子浦ノ18-1	0767-29-3111	925-0198	
田	鶴	町	課	課	課	志賀町字末吉千吉1-1	0767-32-1111	929-1392	
島	屋	町	課	課	課	押水町字小川ハ250	0767-28-3111	929-2192	
中	島	町	課	課	課	鹿島郡田鶴浜町字田鶴浜リ部6	0767-68-3131	929-1792	
能	登	町	課	課	課	島屋町字茶坂9部46	0767-74-1234	929-2292	
西	鹿	町	課	課	課	中島町字中島甲部170	0767-66-1111	929-1892	
水	門	町	課	課	課	鹿島町井田4部1-1	0767-76-1234	926-0292	
前	能	町	課	課	課	能登島町字向田ノ部1	0767-84-1111	929-1692	
都	田	町	課	課	課	鹿西町能登部下85部1	0767-72-3131	927-8601	
柳	田	村	課	課	課	鳳至郡六水町字川島ヲ174	0768-52-0300	927-2151	
内	補	町	課	課	課	門前町字走出6-69	0768-42-1111	927-0432	
			住	民	福	社	課	928-0392	
			務	務	課	能都町字出津新1字197-1	0768-62-2100	927-0695	
			課	課	課	柳田村字柳田仁部54	0768-76-1111		
			課	課	課	珠洲郡内補町字松波13字75	0768-72-1111		

キ その他本会の目的を達成するために寄与する事業

10 部隊見学、生活体験等の申請

(1) 部外者が、部隊及び基地見学、あるいは隊内生活体験を希望される場合には、部隊では訓練、業務等に支障のない限り、その申込みを受付けます。

また、園、地方公共団体又はその他の公共的団体が主催する行事に対しては広報上の効果があると認められる場合、所要の協力をを行うことができます。

(2) これらの申込みは、地方連絡冊を通じて行うことになっております。詳細は石川地方連絡部にお問い合わせください。

2 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話	郵便番号
石川地方連絡部	金沢市新神田4丁目3-10	076-291-6250	921-8506
小松募集事務所	小松市園町二-1	0761-24-5180	923-8565
金沢募集事務所	金沢市新神田4丁目3-10	076-291-6250	921-8506
金沢募集案内所	金沢市鳴和1丁目14-28	076-252-9711	920-0804
七尾出張所	七尾市小島町西部2	0767-53-1691	926-0852
能登募集事務所	六水町字大町子24-2	0768-52-4175	927-0026
輪島分駐所	輪島市河井十部29-27	0768-22-7431	928-8502

3 石川県

名 称	所 在 地	電 話	郵便番号
総務部地方課	金沢市桜月1-1	076-225-1281	920-8560
中能登総合事務所企画振興課	七尾市小島町二部33	0767-52-6111	926-0852
奥能登総合事務所企画振興課	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2300	929-2392

自衛官募集事務の手引

平成16年3月 発行

編集・発行

石川県総務部地方課

〒920-8580 金沢市桜月1丁目1

電話(076)225-1281

「この冊子は再生紙を使用しています。」

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）

○ 法第111条第1項の規定による請求に係る閲覧（国や地方公共団体の機関からの請求）

国及び地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要／閲覧日	地域（対象人数）／対象
自衛隊東京地方協力本部	自衛官と自衛官候補生、防衛大学校と防衛医科大学校の学生の募集対象者、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集対象者の保護者（親権を行う者や未成年後見人をいう。）に対して募集に関する案内の送付等に利用するため／令和6年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域…市内全域（376人）</li> <li>・対象…平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの日本人男子</li> </ul>
東京都福祉局	東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査である「令和6年度東京都福祉保健基礎調査」の対象者抽出のため／令和6年8月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域…秋川三丁目（79人）</li> <li>・対象…20歳以上の男女</li> </ul>

# 札幌市が自衛隊に個人情報無断提供 隊員募集に利用

## プライバシー権侵害の恐れ 名簿提供巡り各地で訴訟も

自衛隊員募集のために、住民の個人情報や地方自治体から自衛隊に送られている。しかも自衛隊は「開示」ではなく、紙の名簿を受け取っているという。この問題を追いつけている記者が札幌市の最新事例を交え、その経緯と各地の状況を報告する。

大瀧 哲彰

ある日突然、自衛隊募集のタイトル(〇)が、若者がいる世帯に届く。自治体が管理する住民基本名簿がまた1967年から続く自衛隊募集の運用だ。最近では、住基名簿に基づき18歳と22歳の「名簿」を、丸々自衛隊に提供する自治体も増えている。警察も消防もしていない募集方法だが、なぜこのようにとされるのか。個人情報扱いに異を唱える訴えが、各地で起きている。

今年9月、札幌市内に住む18歳と22歳の住所、名前、性別、生年月日といった住基名簿に記載されている情報が、紙媒体で自衛隊に渡った。あらかしめ市に対して「除外」を申し出た人を除き、18歳は1万303

6人分、22歳は1万8072人分にのぼる。市住基課課長によると、目的は「自衛隊募集のパンフレットを配るため」という。

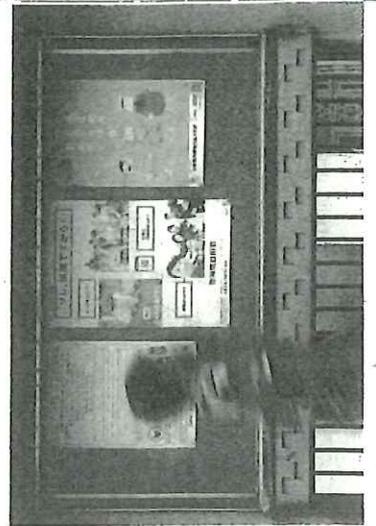
「防衛省による」自衛隊は自衛隊員募集のため、主に高校や大学の卒業年齢にあたる18歳と22歳に〇〇を送る。そのリストアップに使つのが、自治体を持つ住基名簿だ。そこには住民の個人情報や記載されている。

自衛隊法には「選定府県知事及び市町村長は(略)自衛隊員及び自衛隊候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められている。さらに、同法施行令は、募集が必要と認められる時は「防衛大臣は(略)資料の提出を求めることができる」と規定しているが、その義務はない。

一方、住民基本名簿法には外部に情報を「提出」できるという定めはない。国や自治体が法令で定める事務をする時に「開示」できるという規定にとり、自衛隊も従来は、開示の許可を得たうえで住基名簿を書き出す形をとっていた。

### 19年の首相発言が潮目

2017年度には全自治体の36%が提出、53%が開示に当たっていたが、潮目が変わったのは19年だった。安倍晋三首相(当時)が自民党大会で「開示が協力を拒否して」との発言。議論は広がり、19年に防衛省と総務省が連名で全国の自治体に通知を出し「申しを提出しても特段の問題は生じない」と呼びかけた。



自衛隊募集のタイトル(提供:共同)

その結果、多くの自治体が開示から名簿の提供へと切り替え、22年の防衛省調達では約8割が、紙や電子媒体での提出に当たるようになった。札幌市住基課課長の担当者は「19年の通知で提供が開示に変わった。自衛隊の持つ公益的な役割を考えると提供している」と話す。

名簿を提供するのはほとんどの自治体だが、個人情報の提供を望まない人を名簿から外す「除外申請」を受け付けている。だが、除外制度の周知はホームページの記事や広報誌での発

信が主で、行き届いているとはいえない状況だ。

一方、これまで提供を拒げなかった北海道釧路市は、23年度から開示の対応に戻した。市産務課の担当者には「個人情報保護法の観点から提供が適当かどうか明確に判断できなかった」と説明する。

では、実際にほとんどの自治体で、兵庫県尼崎市の50代女性が、自宅に届いたものを返してくれた。

「〇君 伊藤君様」「キミの力を貸させる未来が、こゝで見つかる。」

〇には、息子の名前が書かれていた。差出人は「自衛隊兵庫地方協力本部四宮地域事務所。真には、陸上自衛隊高等工科学校(兵庫県横須賀市)の入学案内があった。注意書きには、個人情報について「厳

正に管理しております」との記載。

受け取った女性は言う。「なんで息子の名前が知られているのかと思うと、怖くなった。子どもの個人情報が同意もなく勝手に取られていると思うと、気持ち悪いし、恐ろしい」

### 提供「除外」の周知不足

提出が広がるなか、自衛隊募集を目的とした住基名簿の利用を巡る提訴が続く。

24年3月、奈良市の高校生(当時)が市と国に謝罪料などを求めて奈良地裁に提訴。訴状によると、市は同年2月、原告を含む計6419人の名簿を自衛隊に提供した。自衛隊は原告らの住所に自衛隊募集の案内をばきで送った。

原告側は、個人情報をみだりに使われない権利を保障した憲法13条などに反すると主張。同市には除外制度はあるが、周知が不十分と訴えた。

一方、国側は、地方自治体に資料の提出を求められるとする自衛隊法施行令を挙げ、住基名簿の情報も「資料」に「当然含まれる」と反論。自衛隊募集事務の一部を担つて

は個人情報が必要とし、取得の問題はないとした。市側も「国が適正に自衛隊募集をすることを前提に提供している」とし、それぞれ請求棄却を求めている。

原告代理人を務め、自衛隊問題に取り組み佐藤博文弁護士(札幌弁護士会)は「勝手に個人情報を持っていかれるのは、明らかにプライバシー権を侵害している。仮に提供が許されなくても、せめて個別に同意をとるべきだ」と指摘する。さらに日本国憲法9条の戦力の不保持にも反するという。「兵隊の募集にあたり、それを自治体が主体となつてしている。大きな問題だ」

神戸市でも同年2月、国庫の住民訴訟が起こされている。

原告には個人情報や本人の同意なく外部に提出することの妥当性が焦点となつた判例がある。早稲田大学で1998年に開かれた法政・中野憲法研究会(当時)の研究会で、大野が講師を理由に、参加予定の学生らの氏名や住所などを監視庁に提出したことを巡り、学生がプライバシー権の侵害と訴えた裁判だ。

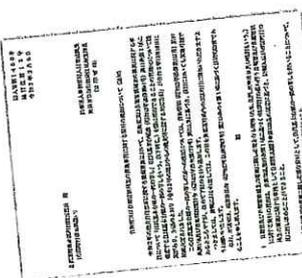
2008年の最高裁判決は、個人情報をみだりに開示されたくない

考え期待することについて「法的保護の対象になる」というプライバシーに係る情報は、取扱いによっては個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから慎重に取り扱われる必要がある」と指摘。無断での提供は、プライバシーの侵害で「違法」と認めた。

早稲田大学法学部の愛敬浩二教授(憲法)は「住基法の本来の目的は行政の合理化と住民の利便性であり、自衛隊の募集に使うのは目的外使用に近い」と指摘。「明確な法的根拠がないまま個人情報を自衛隊に渡し、不安を感じさせれば、憲法上の権利侵害にあたりうる。せめて本人の同意は必要があるのではないかと話す。

自治体には本来、極めて厳格な個人情報の管理求められる。それが国の通知をうけ、提供が適正な検証すらしない自治体が多いのではないかと。住民の利益の側に立つべき自治体は、提供に違和感や不安を抱く住民の声に敏感に耳を傾け、対応が正しいのか慎重に考える姿勢が求められている。

おたまたまある・西田新助記者



多くの自治体から自衛隊員に対して住基名簿の「開示」から、写しの提供に切り替えるきっかけとなった。2021年の防衛省と総務省の通知。